

令和8年度 須磨海水浴場 休憩施設営業者 募集要項

1. はじめに

神戸市では、「安全・安心に利用できる須磨海水浴場～子供を連れて家族で行きたくなるような海水浴場～」をめざして、これまで健全化のための様々な取組みを行っています。

海岸内での喫煙、入れ墨・タトゥーを公然と露出する行為、粗野な言動や迷惑行為、水上オートバイ等の進入などを条例で禁止したほか、海水浴期間には、利用者にマナーとモラルの向上を呼びかける啓発活動や、家族を連れて安心して海水浴を楽しんでいただける「スマイルビーチエリア」の設置をはじめとする「スマイルビーチプロジェクト」等の取組みを実施しています。

令和元年には国際環境認証「ブルーフラッグ」を関西で初取得し、現在も継続取得しており、健全化に向けた歩みを着実に進めています。

令和2～3年度は新型コロナウイルスにより海水浴場として開設ができず、また、令和6年度には隣接する海浜公園内に神戸須磨シーワールドが開業しました。

令和7年4月の神戸空港国際化によりインバウンド（来日客）が大幅に増え、須磨海水浴場に訪れる外国人は増えていますが、近年猛暑やレジャーの多様化などにより全国的に海水浴離れが進んでいると考えています。

令和8年度の海水浴場を開設にあたって、海水浴場利用者への日除け休憩スペースや飲食物を提供できる施設が一定数必要であることから、健全化の方針に賛同する休憩施設営業者を募集します。

応募にあたっては、事前に本要項を精読し条件等について異議なく従うことが条件です。

これまでの健全化の取組みもあって、須磨海水浴場を訪れた方からは、安心して利用できる、という声を多くいただいているが、一方、令和6年には休憩施設の従業員或いは利用者が入れ墨・タトゥーを公然と露出していた違反行為、休憩施設の敷地以外の場所で客引きを行った違反行為、休憩施設内で喧嘩など飲酒トラブルに遭遇したなどの迷惑行為、などにより残念ながら不快な思いをしたという苦情の声がありました。

健全化を進める神戸市としては、須磨海水浴場のイメージが損なわれることがないよう、これを払拭し、健全化に引き続き取り組んでいく考えであり、真に海水浴場に必要な休憩施設であるかどうかを判断するため、昨年の募集から選考基準を厳格化いたしました。

さらに、須磨海水浴場の休憩施設営業者には、法令や許可条件等を遵守し、より健全な営業を行うことが強く求められていることを常に意識して、アルバイト等も含め全ての従業者において違反行為があった場合には、営業者の責任として、許可の取消し等の処分を厳格に行います。

2. 休憩施設営業の概要

(1) 目的 須磨海水浴場における休憩施設の営業

(2) 募集区画 別添「募集区画位置図」参照

西エリア	2 区画（西①～西②）須磨区須磨浦通 5 丁目地先から須磨浦通 4 丁目地先
東エリア	1 区画（東①）須磨区須磨浦通 1 丁目地先

- ・応募書類（営業内容等申込書）に出店希望区画を必ず記載すること。区画決定方法の詳細は「6. 休憩施設営業者の決定方法」に記載しています。
- ・各区画は、最大間口 30.0m・最大奥行 16.5m とし、最大の区画面積を 495 m²とするので、必要とする面積を応募書類に記載して申し出ること。なお、応募書類提出後の面積変更は認めません。
- ・各区画の詳細な位置は区画決定後、立会い確認（令和 8 年 3 月 16 日予定）をしますが、各区画と南側の遊歩道の間には原則 3.0m のスペースを設けます。また、各区画とも現状有姿にて使用を許可するものであって、神戸市が整地等の整備は行いません。

(3) 休憩施設の設備等

- ・「受動喫煙の防止等に関する条例」（平成 24 年兵庫県条例第 18 号）に基づき、子どもをはじめ施設利用者や従業員の受動喫煙を防止するため、飲食・休憩スペース・厨房等を含め原則禁煙（加熱式タバコを含む）です。
- ・例外として、建物内の喫煙室設置は可能ですが、設置にあたっては同条例に基づき、次の要件を満たすものとし、応募書類の図面に記載すること。なお、喫煙室内の飲食は認められません。
- ・使用を許可された区画内であっても、屋外に灰皿等を設置するなど喫煙場所を設けることは認められません。建築物のなかの一室として喫煙室を設置することは可能ですが、下記の要件を参考に、詳細な要件は担当窓口（P28）で確認してください。
- ・要件を満たした喫煙室であっても、海水浴客等から苦情があれば改善の措置をとること。

〈喫煙室の要件〉

- ① 喫煙室外から室内への気流 0.2m 毎秒以上を確保
- ② 喫煙室は壁、天井等により区画
- ③ たばこの煙を屋外に排気（人通りの多い方向へ排気することのないよう留意すること）
- ④ 施設入口に(ア)の標識（※）を、喫煙室入口に(イ)の標識（※）を掲示する。



※神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/a38966/kenko/health/promotion/tobacco/sonotashisetsu.html>) でダウンロード・印刷可能

- ・休憩施設は、建築基準法第 2 条第一号に規定する「建築物」を使用して運営することを必須とする。ただし、休憩施設に附属して設けるテーブル、椅子等のみで上部に覆いのないもの、又はそれらの上部を日傘等で簡易に覆っただけのもので小規模なものはこの限りではない。

なお、「建築物」に該当するものは、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請等の手続きを確実に行うこと。

- 建築物内においては飲食・休憩スペースを設け、基準の人数(※)程度の着席・着座が可能であること。なお、飲食・休憩スペースには、小さな子どもを連れた家族が利用しやすい段差がないフラットなフロアのような場所を設けるとともに、子どもが購入しやすく購入したくなる商品を提供することや、施設に入りやすく、利用しやすい雰囲気づくりなどを工夫すること。また、着席・着座可能な人数に応じたテーブル・椅子等の必要な什器を設置するとともに、関係法令等の規定を遵守すること。なお、設置基準を超えて座席を設ける場合には建築物内に設置する必要はないが、熱中症予防の観点から、適宜日除けの措置がなされた場所に設けること。

(※) 基準の人数

建築物の建築面積(m²)に1m²あたり0.4人を乗じて得た人数(小数点以下四捨五入)

(4) 区画使用可能期間

- 区画の使用期間は、建築や解体を含む期間とし、それぞれに係る期間は以下のとおりとします。

使用可能期間	
建築	令和8年6月10日(水)から同年7月8日(水) 29日間
営業※	令和8年7月9日(木)から同年8月23日(日) 46日間
解体	令和8年8月24日(月)から同年9月7日(月) 15日間

・須磨海水浴場開設期間 令和8年7月9日(木)から同年8月23日(日) (予定)

※建築が早期に完了し、営業開始までに必要な手続きを終え、建築完了検査、飲食店営業許可、消防検査の写しを営業開始前日までに提出する場合に限り、令和8年7月3日(金)以降で、営業を前倒して行うことができます。

(5) 営業可能時間 午前9時00分から午後7時00分まで

- 飲食提供のラストオーダー時刻は、営業終了時刻30分前までとします。
- 海水浴開設期間中の土日祝日については、午前10時00分から午後6時00分の間の営業を必須(荒天は除く)とします。
- 遊泳時間: 午前9時30分から午後5時00分まで

(6) 使 用 料 以下の表のとおり

下記の合計金額を納付期限の令和8年5月20日(水)までに納付してください。

	建築	営業	解体	使用可能設備
西エリア(西①、②)	120円/m ² /月	2,500円/m ² /月	120円/m ² /月	上下水道管
東エリア(東①)				上下水道管、電気設備 (別途、費用発生)

※1月未満の使用料は日割り計算します。この場合、1月は30日として計算します。

※1m²未満の端数は1m²として計算します。

【計算例】最大区画面積の495m²使用で仮定して計算すると、以下が納付すべき金額となります。

建築… 120円×495m²×1ヶ月÷30日×29日 = 57,420円

営業… 2,500円×495m²×1ヶ月÷30日×46日 = 1,897,500円

解体… 120円×495m²×1ヶ月÷30日×15日 = 29,700円 合計 1,984,620円

- やむを得ないと認められる場合を除き、申請時の区画以上を使用した場合は、虚偽申請

- とみなし、許可を取り消します。また、理由の如何を問わず、使用料の返還は一切行いません。
- ・使用可能設備は、貸付後に故障や不具合が生じたとしても営業補償等は一切行いません。その際、市は合理的判断に基づき、相当期間を設けて修繕等を行います。
 - ・使用許可書及び行為（出店）許可書の発行と同時に納付書を交付するので、指定金融機関で指定期日までに納付してください。営業を前倒して行う場合、港湾施設（緑地）使用許可申請（変更）、港湾施設における行為（出店）許可申請（変更）を行ってください。差額の使用料は、許可書（変更）の発行と同時に納付書を交付するので、指定期日までに納付してください。この期日までの納付が確認できない場合には、休憩施設営業の意思がないものと見なし、上記の使用許可及び行為（出店）許可を取り消します。
 - ・上下水道は必ず営業者の名義で水道局西部センターへ申込、契約及び料金支払いをしてください。
 - ・電気は、西①、②については、電力会社へ各自で申込、契約及び料金の支払いをしてください。東①については、市が電力会社と高圧受電の契約を行い、対象の各休憩施設に子メーターを貸与し、市に対する費用請求に基づき、使用電力量による費用按分後に別途徴収します。（按分過程で端数が生じる場合は使用電力量の多い休憩施設に上乗せし、請求する）また、電気の使用は令和8年6月10日（水）から同年8月31日（月）までとします。
 - ・ガスの設備はありません。各自で用意してください。
 - ・各休憩施設から出るごみは、市では収集しません。許可業者に収集運搬を委託するなど、各営業者の費用と責任で事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として、適正に処理してください。

3. 営業者の資格要件

- (1) 令和8年2月1日時点で、兵庫県内に事務所又は事業所・住所を有する法人・個人であって、港湾施設使用許可満了時まで継続して兵庫県内に事務所又は事業所・住所を有すること。申込みを行った後に事務所又は事業所・住所に変更があり、申込資格を有しなくなった場合は、申込並びに使用許可及び行為（出店）許可を無効とします。また、これに加えて、休憩施設の現地責任者となる者についても兵庫県内に住所を有すること。理由を問わず締め切りに間に合わなかった場合は、要件不備で審査対象外とします。
- (2) 自ら飲食店等を運営する資力、信用、技術的能力を有すること。
- (3) 須磨海水浴場における神戸市の健全化方針の趣旨を理解し、使用許可等条件を遵守するとともに、海水浴場開設者（管理者）及び当該開設者（管理者）にその管理に係る業務を委託された者の指示に従えること。
- (4) 過去の違反による欠格処分の期間中でないこと。
- (5) 過去5年において、海岸法又は神戸市海岸保全区域の管理に関する条例及び須磨海岸を守り育てる条例に基づく許可の取消処分を受けていないこと。
- (6) 過去3年において、海岸法に基づく監督処分（許可の取消処分を除く）や、その他海岸保全区域の不適正な利用により法令等に基づく不利益処分を受けていないこと。
- (7) 海岸保全区域の不適正な利用により、海岸法その他法令に違反し、刑に処せられ、刑の執行中又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年以上経過していること。
- (8) 国税、市税の滞納がないこと。
- (9) 申込人（法人の場合はその代表者）、現地責任者をはじめ休憩施設の運営に関与する全

ての従業者（雇用形態を問わない）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。なお、提出いただいた個人情報を申込資格の確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用するので、その旨同意のうえ応募してください。港湾施設使用許可及び港湾施設における行為（出店）許可を受けた後に上記の者に該当することが判明した場合でも、当該許可の取消しの対象となります。

- (10)国際環境認証「ブルーフラッグ」の継続取得を目指す活動への理解があり、海水浴場開設者（管理者）である神戸市が実施するごみゼロナビゲーション（ごみの分別回収）等へ協力が able こと。
- (11)海水浴場内での置引き被害等を防止するため、海水浴客に広く利用できる荷物預かりサービスの提供が可能であること。（サービス提供が有料・無料であるかは問わないが、有料とする場合でも安価とすることが望ましい。）
- (12)応募書類の著作権は、応募者の帰属となる。ただし、海水浴場開設等にあたって必要な場合は、本市は応募書類の著作権を無償で使用するものとする。
- (13)応募書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- (14)本募集に関して本市が提供する資料は、応募以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを開示したり使用させたりすることを禁止する。
- (15)応募受付後でも、応募者が決定されるまでに次の事項に該当した場合は失格とする。
 - ・本応募要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ・応募者に虚偽の申請があった場合
 - ・応募者又はその代理人等の関係者が、本市職員等と不正な接触を持った場合
 - ・その他不正な行為があった場合

4. 使用許可条件・行為（出店）許可条件

『港湾施設（緑地）使用許可書』『港湾施設における行為（出店）許可書』及び本要項を参照のこと。

5. 応募書類提出の流れ

(1) 要項配布	<p>① 窓口配布</p> <p>a) 配布期間 令和8年1月9日(金)から同年1月26日(月) 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 (但し、土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く)</p> <p>b) 配布場所 港湾局海岸防災課 神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル4階 電話 078-595-6322</p> <p>② 本市ホームページから参照・ダウンロード https://www.city.kobe.lg.jp/a46366/kanko/leisure/suma_beach/index.html</p>
(2) 応募方法	<p>① 応募書類の提出受付期間</p> <p>a) 持参提出 令和8年1月16日(金)から同年1月26日(月) 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 (但し、土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く) ※提出場所は海岸防災課です。<u>事前に持参日時を電話連絡してください。</u></p> <p>b) 郵送提出 令和8年1月26日(月)港湾局海岸防災課必着 ※期限までに全ての書類が整わない場合は応募したことにならないのでご注意ください。 ※内容に不備がある場合、補正を求める場合がありますので、早めに提出してください。</p> <p>② 応募書類</p> <p>令和8年度 須磨海水浴場休憩施設営業内容等申込書兼同意書 (営業者申込書類様式P.1～2)</p> <p>添付書類</p> <p>a) 平面図(求積図) ※休憩施設の敷地面積及び建築面積を明記すること</p> <p>b) 立面図</p> <p>c) 店内配置図、椅子・テーブル等の配置図 ※座席の設置数を明記すること</p> <p>d) 建築・解体工事工程表</p> <p>e) 誓約書(営業者申込書類様式P.3)(申込者・休憩施設現地責任者)</p> <p>f) 申込者が直接営業しない場合は、業務委託・建物賃貸等に係る契約書の写し。</p> <p>g) <申込者の住所地が神戸市内にある場合> 国税に未納がないことの証明書、かつ、住所地の市税に未納がないことの証明書又は神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(営業者申込書類様式P.4又はP.5)の提出でも可とします。</p> <p>h) <申込者の住所地が神戸市内にない場合> 国税に未納がないことの証明書、かつ、住所地の市税に未納がな</p>

	<p>いことの証明書</p> <p>i) 申込者（法人の場合は代表者）及び共同経営者（法人の場合は代表者）並びに休憩施設現地責任者の現住所が分かる運転免許証、マイナンバーカードの表面、パスポート又は学生証のうちいずれか1点のコピー（顔写真付きのものであって、不鮮明なコピーは不可）なお、証明書に現住所の記載がない場合又は変更未了の場合には、住民票の写しを合わせて提出すること。 ※なお、申込者が法人の場合は、上記に加えて登記事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）を添付すること</p> <p>j) 営業能力を判断するための書類</p> <p>(ア) 事業計画及び資金・収支計画書（営業者申込書類様式P.6～P.14）</p> <p>(イ) 申込者が法人の場合、定款、前年度の決算書及び納税証明書（その3の3）及びその格會社概要等</p> <p>(ウ) 申込人が個人の場合、前年度の確定申告書等（青色申告決算書などの付表を含む）</p> <p>k) 県内要件を満たすことがわかる資料（他の提出書類でわかる場合は不要）</p> <p>※提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、申込みに関して必要な費用はすべて申込者負担です。</p> <p>③ 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出された応募書類の内容について確認する場合があります。 共同経営により休憩施設運営予定の場合は、共同経営の代表となる者を申込者とともに、他の共同経営者について必要事項を応募書類に記載すること。なお、共同経営者（法人の場合はその代表者）の資格要件については、申込人と同じ取扱いとする。また、応募書類の提出以降に共同経営を申し出ることは認められない。 申込者1人（1法人）につき1件の申込書を受理します。ただし、同一の「個人」と「法人代表者」からの申込等、本市が同一人格からの申込であると判断した場合については、いずれか1つ（受付順番の早いもの）の申込書のみ受理します。受理後に判明した場合は、受付順番の早いものの申込書のみ有効とし、他は失格とします。また、共同経営者として申込書に記載された者（個人・法人）について、当該申込書を本市が受理した場合、当該者を申込者又は共同経営者とする他の申込書について受理することはありません。 申込者は別人格であるが、申込書の記載内容が他の申込書を書き写したものであると本市が判断する場合については、当該申込書を受理しない場合があります。
--	---

6. 休憩施設営業者の決定方法

- (1) 提出された応募書類について、申込資格の審査及び次に記載する項目についての評価を行います。評価項目は、①営業者に関する事項②休憩施設の特色や創意工夫に関する事項③事業計画に関する事項④衛生・安全管理に関する事項⑤須磨海岸の健全化に関する事項⑥ブルーフラッグの認証継続への貢献に関する事項の6点です。なお、令和7年度

の営業者においては違反行為や迷惑行為の有無に応じて評価します。

- (2) 選考結果については、2月下旬までに応募者全員に文書により通知します。その際、資格審査を満たし、評価点数が基準点以上であった応募者（以下「選考通過者」という。）には、令和8年3月6日（金）開催（予定）の区画抽選・指定会に出席いただきます。区画抽選・指定会の場所（中央区ポートアイランドビル内を予定）及び開催時刻は、選考通過者に選考結果と合わせて通知します。通知文については、申込書に記載の住所へ「転送不要」で送付するので、文書未着等が発生しても市は特別の配慮は行いません。万が一、県内で住所等変更した際には、速やかに連絡してください。
- (3) 区画抽選・指定会には必ず申込人（法人の場合はその代表者）又はその者から委任を受けた代理人（委任状が必要）がご出席ください。この区画抽選・指定会において、選考通過者による抽選で各区画の営業者を決定します。区画抽選・指定会において区画が決定した選考通過者には、後日「休憩施設営業候補者決定通知」を送付します。
- (4) 抽選・区画指定の手順は、次のとおりとします。
- ・区画抽選・指定会への入室は、申込人本人又は代理人どちらか1名のみとします。申込人本人が出席する場合は、選考通過者に送付する書類及び本人確認のできる証明書類をご持参いただき、提示してください。代理人が出席される場合は、選考通過者に送付する書類及び本人確認のできる証明書類に加え、選考通過者に送付する書類に添付する委任状様式に必要事項を記載して持参し、提示してください。持参されない場合は区画抽選・指定会へ入室することはできません。
 - ・指定する時刻・場所に来られない又は遅刻された場合には、理由を問わず会場への入場はできないので、区画決定者になれます。
 - ・区画抽選・指定会では本市職員の指示に必ず従ってください。本市職員の指導に従わない場合や区画抽選・指定会の進行に支障が生じるような不規則発言等をされた場合には、会場から即時退去いただきます。
 - ・区画抽選・指定会では、まず、応募書類に記入された営業希望区画ごとに、
 - ①重複しなかった場合は、仮決定となり「区画指定申出書」を提出し、終了です。
 - ②重複した場合は、本抽選の抽選順を決定する「予備抽選」を行います。予備抽選は、応募書類の受理完了順に付与した番号の順番で実施します。
 - ・次に、予備抽選により決定した本抽選の抽選順の上位の者から「本抽選」を行います。本抽選により「区画仮決定者」の札を引いた方を仮決定といたします。
 - ・区画仮決定が一巡した後に、仮決定されない区画が生じた場合には、一巡目の抽選において仮決定とならなかった者のうち応募時に出店希望区画以外での出店意向を表明した者を対象として、二巡目の予備抽選及び本抽選を行います。二巡目の抽選については、実施手順は一巡目と同様とします。
 - ・各区画の仮決定者には、後日郵送する「休憩施設営業候補者決定通知」により正式通知します。
 - ・会場内において、携帯電話等の使用は禁止します。携帯電話等はマナーモードにしていただくか電源をお切りください。
- (5) 抽選結果により区画決定されない（営業者として決定されない）場合がありますことをあらかじめご承知おきください。
- (6) 選考結果等に関する問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。
- (7) 自然災害等が発生した場合等で区画抽選・指定会等が予定通り開催できない場合は、港湾局海岸防災課の下記ホームページで延期のお知らせを掲載いたします。

https://www.city.kobe.lg.jp/a46366/kanko/leisure/suma_beach/index.html

7. 使用許可申請、行為（出店）許可申請

「休憩施設営業候補者決定通知」が到着後、決定通知に同封される申請書により港湾施設（緑地）使用許可申請、港湾施設における行為（出店）許可申請を行ってください。（これらの許可を受けなければ、休憩施設の建築及び営業はできません。）申請書は令和8年3月19日（木）までに港湾局海岸防災課へ提出してください。（郵送も同日必着）この期日までに申請書の提出がない場合、休憩施設を営業する意思がなく、辞退するものとみなして、営業者決定を取り消します。

営業を前倒して行う場合、港湾施設（緑地）使用許可申請（変更）、港湾施設における行為（出店）許可申請（変更）を行ってください。

8. 港湾施設（緑地）使用許可、港湾施設における行為（出店）許可の取消し

上記の使用許可及び行為（出店）許可は取り消すことがあります。また、許可の取消しによる損害について、神戸市は一切の営業補償は行わず、賠償責任も負いません。

取消しの対象となる事項は、『港湾施設 使用許可書』『港湾施設における行為（出店）許可書』及び『令和8年度 須磨海水浴場 休憩施設営業者 募集要項』を参照してください。

9. 須磨海水浴場の開設期間等

感染症等その時々の状況や、日本政府・兵庫県等の要請が優先されるため須磨海水浴場の開設直前及び開設期間中に方針が変更（例、休憩施設の営業停止、アルコールの提供禁止等）となる場合がありますので予めご了承ください。また、感染症予防対策等が営業にあたって必要となる場合もすべて休憩施設営業者の責任において対応してください。

その他、環境省の定める海水浴場水質判定基準により不適と判定された場合には、海水浴場を開設することができません。また、開設期間中に台風接近時や強風時など遊泳が危険と神戸市が判断した場合には、一時的に海水浴場を遊泳禁止の措置とする場合があります。

なお、海水浴場を開設できない場合、海水浴場を開設したが止むを得ず途中で中止とした場合や遊泳禁止の措置とした場合（雷やゲリラ豪雨等の通過による短時間の中止を求めた場合は除く）は休憩施設の営業はできません。

これに伴う損害についても、本市は一切の補償は行わず、賠償責任も負いません。

10. 海岸内の車両通行

- (1) 須磨海岸内で車両を通行させる際は、通行許可申請を行い、通行許可を受け、通行許可証をダッシュボード上に見えるように掲示する必要があります。
- (2) 通行許可申請は、休憩施設営業者が以下の期間内に須磨海岸中央詰所へ申請してください。また添付書類として、通行許可を受けるすべての車両の車検証及びその車両を運転する者の運転免許証の写しを提出してください。

用 途	通行可能時間	許可可能台数	申 請 期 間
建築	工事用車両	午前7時45分～午後7時30分	必要最小限
営業	営業用車両	午前8時00分～午後8時00分	1区画2台まで
解体	工事用車両	午前7時45分～午後7時30分	必要最小限

- (3) 須磨海岸への通行許可車両進入・退出は、赤灯台前ゲートからしか認められません。その際、神戸市職員又は神戸市が委託した警備会社の警備員の指示に必ず従ってください。営業終了後1時間以内（最長午後8時まで）に退出してください。
- (4) 通行許可車両は、時速20km以内で走行してください。
- (5) 須磨海岸内の遊歩道は（インターロッキング舗装された赤い通路）、原則、車両は通行禁止です。
- (6) 漁業関係者専用道路（JR須磨駅東側の三叉路から北方向に分かれ、JR須磨駅南口に接し、JR須磨駅西側の漁業関係者用船溜まりに至る車両通行用舗装道路のこと。以下「須磨駅前アクセス道路」という。）は、一切通行しないでください。
- (7) 通行許可車両等は、海岸内において、市が指定する場所以外に駐車しないでください。
- (8) JR須磨駅前において、止むを得ず車両を用い、遊歩道を通行しての営業用資材等の搬出入は、午前10時までに行ってください。
- (9) 通行許可車両に、送迎を目的として休憩施設の利用客や従業員等を乗車させてはいけません。また、いかなる場合であっても車両の荷台に人を乗せて通行しないでください。
- (10) 通行許可車両以外の車両を臨時的に通行させる必要がある場合の許可（以下「臨時通行許可」という。）にかかる許可時間は、60分を上限とします。臨時通行許可を受けた車両が60分を経過しても退出しない場合は、許可対象車両及びその運転手について、以後の通行許可申請を受け付けません。また、当該運転者が営業関係車両の運転者であった場合は、当該営業関係車両の通行許可を直ちに取り消したうえ、取り消した営業関係車両の代替車両の通行許可申請を受け付けません。
- (11) 営業用車両の登録入れ替えは次の(ア)、(イ)の場合のみ認めます。速やかに須磨海岸中央詰所で手続きを行ってください。
 - (ア) 既に許可を受けている車両が法定点検又は故障等の修理を行っている間、一時的に代替車両を通行させる必要がある場合。
 - (イ) 既に許可を受けている車両を買い替えたため、買い替えた後の車両を通行させる必要がある場合。

11. 休憩施設の建築・解体・設備工事等

- (1) 建築・解体工事は、許可期間内に実施し、必ず終了させてください。
- (2) 建築物及び工作物の建設工事又は解体・撤去工事の実施にあたっては、須磨海岸利用者の安全確保及び漁業関係者の事業活動に十分に配慮して行うこと。また、工事エリアを特定したうえ、仮囲いやバリケードの設置や警備員による監視・誘導等を実施すること。
- (3) 建築物及び工作物の建設工事又は解体・撤去工事により、本市を含む第三者に損害を与えた場合は、使用許可を受けた者と当該工事を請け負った業者の責任と費用により、速やかに補償を行うこと。
- (4) 港湾局海岸防災課が所管しない場所（例：海浜公園その他、建設局が所管する公園施設）及び海岸遊歩道南側を資材置場または作業場または資材の搬出入路等として使用してはならない。また、漁業関係施設を一切使用してはならず、また、漁業関係者による漁業関係施設の使用を妨げないでください。
- (5) 神戸市が整備した上水道管・下水道管・電気設備に、環境保全のため、必ずこれに接続してください。
- (6) 公共下水道の使用は、建設局下水道部管路課排水設備担当に排水設備計画確認申請を適正に行い、排水設備計画確認証の写しを港湾局海岸防災課へ提出してください。また、工事完成後速やかに完成届を建設局下水道部管路課排水設備担当に提出してください。

(7) 排水設備の設置に際しては、次のことを厳守してください。

- ・下水道本管への油や砂の流入を防ぐため、排水設備の有効な位置にグリストラップ(調理の有無にかかわらず流しを設置する場合)・サンドトラップ(シャワー等を設置する場合)を必ず設けてください。

※完成届時に設置状況が分かる写真(遠景・近景、品番、寸法等)を添付してください。

- ・屋外シャワー施設は雨水が混入しないよう屋根等を設けてください。

(8) 東エリアの最大使用電力量は1区画10kWです。動力用電力はありません。

(9) 東エリアの休憩施設には、電気の子メーターを神戸市より貸与します。電力使用開始前に外部から検針できる位置にメーターBOXを設置し、その中に垂直に正しく取り付けてください。電気使用開始日は港湾局海岸防災課が指定する業者と調整してください。

(10) 飲食スペースには、着席又は着座できるよう椅子・テーブル等の必要な什器を設置してください。

(11) 使用許可区域内に建築物又は工作物を建設する際は、次のことを厳守してください。

- ・建築物は平屋建、軒高4m以内、屋根勾配25%以内とし、屋上を設けないこと。

- ・建築物及び工作物等の構造及び屋根葺材等は台風等の強風に耐えられるものにすること。

- ・ベタ基礎、布基礎等海岸の土地を棄損し且つ撤去が困難な構造物を設けないこと。

- ・建築物及び工作物等に使用する釘や鎌等の接合金物については、解体時に確実に全て回収し、使用許可区画周辺に残置しないよう管理・確認を徹底すること。(例: 使用本数をチェックし漏れなく回収する、強磁性体の接合金物製品を使用する、等)

- ・景観法(平成16年法律第110号)に基づき、景観計画区域に指定されているため、建築物及び工作物の色彩等の基準について、都市局まち再生推進課に問い合わせ、必要な指示を受け、景観計画区域における行為の届出を提出すること。

- ・屋外広告物の表示・掲出及び内容は、神戸市屋外広告物条例(平成12年条例第50号)及び景観法に基づく景観計画により規制されているため、建設局道路管理課および都市局まち再生推進課に問い合わせ、必要な指示を受けること。

- ・休憩施設の建築に係る完了検査後、確認図書にない建築物を設置しないこと。

- ・建築物の壁面等に文字やイラストなどを描く場合は港湾局海岸防災課に事前に確認すること。描かれた後で、近隣から苦情等があれば撤去等の指示をすることがある。指示には従ってください。

(12) 休憩施設の建築物等の建築及び使用にあたっては、建築確認手続きを適正に行い、かつ建築完了検査を受け、検査済証の写しを港湾局海岸防災課へ提出してください。

(13) 建築確認にあたっては、まず事前届出書(電子申請)を提出、また、許可申請(仮設建築物等)及び建築確認申請書を建築住宅局建築指導部建築安全課へ提出してください。これらの手続きは令和8年3月30日(月)までに休憩施設ごとに行ってください。(この日程は、令和8年7月9日(木)から営業を開始する場合の目安です。)

(14) 都市計画法第53条の許可申請書を休憩施設ごとに都市局都市計画課へ提出してください。(事前届出書の提出前を推奨)

都市計画法第53条の許可書が無ければ、建築確認申請の受付が出来ないため、余裕を持って提出してください。

(15) 風致地区内における許可申請(仮設建築物等)及び関係書類を令和8年4月10日(金)までに建設局公園部魅力創造課へ提出してください。

(16) (建築)確認済証の写しの提出が無ければ、休憩施設の建築工事はできません。

(17) 建築工事完了後、速やかに完了検査の申請を建築住宅局建築指導部建築安全課へ提出し

てください。完了検査を受けていないと（建築）検査済証が交付されません。

- (18) （建築）検査済証の写しの提出が無ければ、休憩施設の営業はできません。
- (19) 消防用設備等の設置が必要な場合は、工事対象設備等着工届出書又は消防用設備等工事計画届出書を工事着手予定の10日前までに消防局予防部査察課に届出してください。
また、消防用設備等の設置が完了すれば消防用設備等設置届出書を4日以内に届出すると共に、施設使用開始日の7日前までに防火対象物使用開始届書を消防局予防部査察課に届出し検査を受けてください。
※検査日は届出からの予約制となっていますので、日程に余裕を持って手続きを行ってください。敷地内の全ての工事完了後（プロパンボンベ、カーテン、幕等の設置を含む）に消防検査を受けるようにしてください。

建築確認申請を伴う休憩施設とは別に、キッチンカーでコンロ、ホットプレート等の火気器具を用いる場合は、施設使用開始日の概ね7日前までに、露店等の開設届出書を須磨消防署消防防災課へ届出してください。また、火気器具を用いるキッチンカーに消火器を設置してください。

- (20) 以下の書類をそれぞれの期限までに港湾局海岸防災課へ提出ください。

書類の種類	提出期限
（下水）排水設備計画確認証の写し	
（水道）給水装置工事申請書兼設計書の控え	令和8年6月9日（火）午後5時
（建築）確認済証の写し・申請図面の控え	
使用料領収書写し	
（建築）検査済証の写し	
（飲食店営業）許可済証又は再開・構造変更届の写し提出	営業開始日の前日午後5時（但し、営業開始日の前日が土日祝日の場合は、その直前の平日の午後5時まで）
（消防）検査結果通知書の写し	

（建築）確認済証の交付を受けるまで、建築物等の建設工事等を行わないでください。

（建築）検査済証の交付を受けるまで、建築物等の使用を開始しないでください。

- (21) 使用する水道・電気施設の配置、給電施設（自動販売機、蛍光灯等）及び給水施設（シャワー、水道栓等）について届け出内容を厳守してください。

- (22) 遊歩道及び管理用通路と使用許可区画との間のスペース、遊歩道上、遊歩道下の階段護岸及び遊歩道より南の砂浜に、休憩・飲食用什器をはじめ如何なる飲食店営業（露店）に関する設備・器物、工作物等も設置することはできません。また、他人に設置させることもできません。ただし、使用許可区画と遊歩道又は当該北側の管理用通路との間のみ、スノコ等を休憩施設への通路（アプローチ）として設置することは可能ですが、別途使用許可申請を行ってください。なお、許可区画以外及び当該通路（アプローチ）上の呼び込み行為はできません。

- (23) 休憩施設の解体工事にあたっては、解体工事開始前までに建築物除却届を建築住宅局建築指導部建築調整課へ提出してください。

- (24) 特定建設資材（※）を使用または破棄する、床面積の合計が500m²以上の休憩施設の新築工事、又は床面積の合計が80m²以上の休憩施設の解体工事にあたっては、工事着手7日前までに建設リサイクル届を環境局環境保全課へ提出してください。（令和8年8月24日（月）に着工する場合は、8月17日（月）までに提出。）

※特定建設資材：コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材

- (25) 床面積の合計が80m²以上の休憩施設の解体工事にあたっては、工事着手前に石綿含有

建材の調査結果を、元請業者が環境局環境保全課へ報告してください。

- (26) 特定建設作業（著しい騒音または振動を発生させる作業）を伴う建設工事を施工するときは、特定建設作業開始の8日前までに特定建設作業実施届出を元請業者が環境局環境保全課へ提出してください。（令和8年8月24日（月）に着工する場合は、8月14日（金）までに提出。）
- (27) 上記(25)の建設リサイクル届の対象となる解体工事の完了後、全ての産業廃棄物を処理施設へ引渡し完了してから15日以内に、元請業者が環境局環境保全課へ引渡完了報告をしてください。（マニフェストB2票の写しを添付）
- (28) 休憩施設の解体工事終了後の令和8年9月9日（水）（予定）に使用許可区画の原状回復状況を神戸市が検査します。水道メーターボックス（量水器）、汚水栓等のインフラの状況、特に、使用区画に釘など危険物が落ちていないか確認します。営業者は検査の際、市職員の指示に従い、検査に協力してください。危険物の残置が確認された場合は、今後、休憩施設の公募が実施される際、審査で不利に取り扱われることがあります。
- (29) 上記については、工事・補修等を請け負う業者に徹底すること。遵守されていないと本市が認める場合は、工事・補修等を請け負う業者に、工事の即時中止及び須磨海岸からの即時退出を命じ、関係する車両の通行許可を即時取り消すことがあります。

12. 休憩施設の営業

- (1) 休憩施設は、休憩施設営業候補者決定を受け、港湾施設（緑地）使用許可及び港湾施設における行為（出店）許可を受けた者（以下「休憩施設営業者」）のみ営業が可能です。この許可を他人に譲渡することや、使用許可区画内において休憩施設営業者以外の者が営業（当該者が実質的に運営を支配していると海水浴場管理者が判断する場合を含む）することはできません。複数による共同経営を予定する場合は、応募書類にその旨を記載するとともに、いずれか1名を代表者として応募することとし、その他の共同経営者全てを応募書類に記載すること。事後申請は一切認めません。また、共同経営であっても、使用許可区画内における運営が複数存在する（異なる経営がなされている）と海水浴場管理者が判断する場合、営業することを認めません。
- (2) 休憩施設の営業開始日は令和8年7月9日（木）です。営業を前倒して行う場合は、同年7月3日（金）以降です。営業開始について、（建築）検査済証の写し、（消防）検査結果通知書の写し及び（飲食店営業）許可済証又は再開・構造変更届（受付印のあるもの）の写しを添付し、営業開始日の前日午後5時（但し、営業開始日の前日が土日祝日の場合はその直前の平日の午後5時）までに休憩施設営業開始届を港湾局海岸防災課へ提出してください。期日までに提出が確認できなければ、休憩施設の営業は認めません。
- (3) 休憩施設では食品衛生法に基づく飲食店営業の許可がなければ、飲食物の提供はできません。許可是営業者の名義で受けてください。また、営業期間中は（飲食店営業）許可済証を施設内に掲示し、届出した食品衛生責任者を配置してください。
- (4) 須磨海水浴場の休憩施設等で提供できるメニューについて、健康局保健所西部衛生監視事務所からの指示指導には必ず従ってください。なお、食品衛生上許可されていない非加熱品目等は原則として提供できません。
- (5) 営業者申込書に記載した店名（屋号）を、対外的に特定できるよう表示してください。なお、申込書に記載した店名（屋号）は変更することはできません。
- (6) 休憩施設の営業で働く従業員全員（申込者・共同経営者・休憩施設現地責任者・パート・アルバイト等を含む）の名簿（エクセルの様式：別途送付します。）を、令和8年6月8日（月）までに出店者がパスワードで保護したうえで港湾局海岸防災課へメールで提出

してください。パスワードは、別にお知らせください。

名簿に記載する事項等は、下記のとおりです。

ア 住所・氏名（フリガナ）、年齢、生年月日を記載

イ 名簿に記載した従業員本人の現住所が分かる運転免許証、マイナンバーカードの表面、パスポート、学生証、又は障害者手帳等のうちいずれか1点のスキャンデータをエクセルに貼付け。（顔写真付きのものであって、不鮮明なスキャンは不可）なお、証明書に現住所の記載がない場合又は変更未了の場合には、住民票の写しを合わせて提出すること。

※顔写真付マイナンバーカードの発行には、数ヶ月の時間是有するのでご注意ください。

提出いただいた従業員全員についても警察の協力のもと暴力団関係者でないかを照会します。港湾局海岸防災課から照会結果をメール等で連絡した後に、業務に従事してください。なお、照会を行っていない従業員が業務を行った場合は、申込者が処分の対象となりますので、ご注意ください。

営業開始以降、各店を訪問し、照会を行った従業員を確認を行います。

初回提出後に採用した従業員分は、令和8年8月3日（月）まで、毎週月曜日を締め切りとして、警察に暴力団関係者でないかを照会します。照会結果が出るまで一定期間を要し、その間は業務に従事できませんので、予めご承知おきください。

- (7) 休憩施設の営業時間を利用客に見えるよう掲示してください。なお、神戸市ホームページにも各休憩施設の連絡先及び連絡可能時間を記載する予定です。
- (8) 飲食等のラストオーダーは、営業終了時刻の30分前とし、利用客にもその旨がわかるよう、休憩・飲食スペース内に明確に表示してください。
- (9) 営業終了時刻15分前までに音響機器を停止し、利用客への営業終了時刻の告知を実施してください。また、外回り（外構）の照明を消灯し、休憩・飲食スペースの消灯を開始してください（利用客が退出した箇所から順次消灯する等）。その際、営業終了（閉店）告知の看板等を休憩施設の入口に少なくとも2箇所掲示すること。
- (10) 休憩施設内において、外国人客対応のため、多言語表記やピクトグラムなどを表記し掲示すること。
- (11) 営業終了（閉店）時は、全ての利用客を、使用許可を受けた区画外に退出させること。
- (12) 営業終了（閉店）後の後片付け作業等は必要最小限にとどめ、従業員もできるだけ早く退出すること。また、通行許可を得て海岸内に進入していた車両については、営業終了時刻後1時間以内に必ず退出すること。
- (13) 休憩施設の営業期間中のBGM等に使用する音響機器は、市よりアンプ1台・スピーカー4台を貸与します。これ以外の機器の使用及び持ち込みは禁止します。貸与期間は営業開始日から営業終了日までです。設置作業は市の契約業者が令和8年6月27日（土）から同年7月2日（木）までの間で行う予定です。それまでに設置場所を確定し、設置作業に入れるようにしてください。
なお、撤去作業は令和8年8月24日（月）より速やかに行う予定です。
- ※市の契約業者に対して、各休憩施設の設置作業日時等を通知させるために電話番号及び氏名を提供しますのでご承知ください。
- ※近隣から苦情等があればBGMの音量を下げる又は中断する等の指示をすることがある。指示には従ってください。なお、この場合営業補償等は一切行いません。
- (14) 休憩施設におけるイベントについては、実施日の14日前までにイベント実施許可申請書を須磨海岸中央詰所へ提出し、必ず許可書の交付を受けてください。
- (15) 海水浴場内での置引き被害等を防止するため、営業時間中は海水浴客に広く利用いただ

ける荷物預かりサービスを実施すること。サービスの提供方法については、コインロッカーの設置によることでも可能とします。

- (16) 便所、シャワー室及び更衣室について、休憩施設における設置は任意とします。上下水道の容量等により希望どおりに利便設備を設置できない場合があることを承知してください。なお、シャワー室を設置する場合、風呂（浴槽）を設置してはいけません。

13. 酒類その他飲料の販売

- (1) 酒類の提供又は販売の際は、必ず年齢確認及び自動車等を運転しないかどうか確認を行い、20歳未満の者及び自動車等を運転する者には絶対に提供又は販売しないでください。
- (2) 海水浴場内での泥酔者の発生を防止するため、酒類については、アルコール度数や加水の有無にかかわらず、使用許可区画内の飲食スペースでの提供又は販売に限るものとし、使用許可区画外へのテイクアウトによる提供又は販売をしてはいけません。
- (3) いわゆる「飲み放題」料金を設定して酒類の提供又は販売を行わないでください。
- (4) 酒類のうち、品目・銘柄等に関わらず、アルコール度数が40度を超える酒類は、加水の有無にかかわらず、提供又は販売しないでください。
- (5) 酒類のうち、品目・銘柄等に関わらず、アルコール度数が20度以上40度以下のものは加水して提供又は販売しなければなりません。
- (6) テキーラ及びウォッカについては、アルコール度数や加水の有無にかかわらず、提供又は販売してはいけません。テキーラ又はウォッカを含有するカクテル等（既製品を含む）についても、そのアルコール度数にかかわらず提供及び販売しないでください。
- (7) ガラス瓶容器を使用している酒類その他飲料を提供又は販売する際は、ガラス瓶容器のまま提供又は販売してはならず、グラス等に移して提供又は販売しなければなりません。
- (8) 休憩施設が保有するガラス製ジョッキやグラス、その他ガラス製什器類について、利用客が使用許可区画外に持ち出さないように管理を徹底すること。持ち出されたものについては、営業者が責任を持って回収してください。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第3条の許可を要する行為（接客（客の隣で座って酌をするなど）をする）をしてはいけません。

14. その他の販売

- (1) たばこ類（電子たばこ・加熱式たばこ・水たばこを含む）は販売しないでください。
- (2) 花火は、形態にかかわらず販売しないでください。
- (3) 麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグはもとより、法規制の有無にかかわらず、薬物類を販売してはいけません。
- (4) 商品の陳列用什器等は、建築物内に収容してください。

15. 入れ墨・タトゥー・その他これに類する外観を有するもの

- (1) 使用許可区画を含む須磨海岸内においては、使用許可を受けた者、現地責任者を含む全ての従業員（休憩施設の運営形態・雇用形態を問わず、休憩施設の運営に関与する全ての従業員を指す。以下同じ。）及びその他の休憩施設の関係者は、入れ墨・タトゥー・その他これに類する外観を有するものを露出させてはいけません。
- (2) 使用許可区画内においては、休憩施設の利用客が入れ墨・タトゥー・その他これに類する外観を有するものを露出させないよう注意し、改めない場合には入店拒否や区画外へ

退去いただくななど、毅然と対応しなければなりません。

- (3) 使用許可区画内において、入れ墨・タトゥー・その他これに類する外観を有するものについて、施術又は販売（シール等を含む。）してはいけません。
- (4) 使用許可区画内において、入れ墨・タトゥー・その他これに類する外観を有するものの露出が市条例により禁止されている旨を、告知ポスター等により利用客に対して表示してください。

16. 水上オートバイ・ジェットパック等

- (1) 水上オートバイ、ジェットパック、フライボード、ウインドサーフィン、スタンドアップパドルボード（ただしインフレータブルを除く。）、サンドバギー等の船舶・車両等の海岸への持込み・展示・預かり・貸出し・使用をしてはいけません。
- (2) 使用許可区画内において、利用客向けに、上記（1）の機器の須磨海岸の陸域及び海水浴場の水域における使用が禁止されている旨の表示を行ってください。

17. 拡声機・拡声装置（以下「拡声装置等」という。）及び音響再生装置の使用

- (1) 本市が貸与する以外の拡声装置等の持ち込み及び設置は、規模、性能、設置場所・期間の如何を問わず禁止します。
- (2) 拡声装置等は、須磨海岸を守り育てる条例施行規則に定める基準以下の音量で使用しなければなりません。また、理由の如何を問わず、営業時間外は拡声装置等や音響再生装置（録音盤等のあらゆる媒体の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を再生する装置をいう。）を使用してはいけません。

18. その他営業行為に係る規制等

- (1) 使用許可区画外において、客引き行為（呼び込み等）を行わないでください。
- (2) 使用許可区画においては、飲食を行う利用客の酒量に注意を払い、利用客が泥酔状態にある場合又は泥酔に至る可能性がある場合には酒類を提供しないなど、泥酔者が発生しないよう努めてください。なお、泥酔者が発生した場合において、当該泥酔者を保護すべき者（家族・友人等）が周囲にいない等対応に苦慮する場合は、速やかに警察に通報してください。
- (3) 火気の使用は使用許可区画内に限り、その他の場所では、火気を使用しないでください。
- (4) バーベキュー器材の利用客への貸し出しを行う休憩施設については、利用客の火気使用の安全に十分注意してください。また、使用許可区画外で利用客に火気の使用をさせてはいけません。更に、燃料等の資材を適正に管理し、適切な方法で処分してください。特に、燃料等の資材を砂浜に放置し砂浜を汚損しないでください。
- (5) 使用許可区画内での利用客等による威嚇・喧嘩・大声で騒ぐ等のトラブルの発生を未然に防止するよう努めてください。なお、これらトラブルについて対応が困難な場合は、速やかに警察に通報してください。
- (6) 利用客等からの通報により、警察官が使用許可区画内のトラブル発生場所に立ち入りを求めた場合、警察官の指示に従い、捜査等の事案処理に協力してください。
- (7) 海水浴場内において傷病者が発生した場合は、当該傷病者が利用客であるか否かに関わらず、使用許可区画内の適当なスペースを救護所として積極的に提供してください。
- (8) 休憩・飲食スペースにおいて、利用客が以下の事項を視覚的に認識できるよう、ポスターの掲示等を行ってください。
 - ・節度ある飲酒
 - ・飲酒運転の禁止

- ・20歳未満の飲酒・喫煙の禁止
 - ・ガラス瓶容器を使用している酒類その他飲料類の紙コップまたはプラスチックカップへの移し替え提供・販売及び当該容器回収への協力呼びかけ
 - ・休憩施設内の喫煙室以外での喫煙の禁止
 - ・薬物乱用防止・撲滅
 - ・休憩施設の営業終了時刻、ラストオーダー時刻
- (9) 休憩施設の利用客が、使用許可区画外に滞留するなどして他の海水浴場利用者の通行を妨げることを防止してください。
- (10) 休憩施設で販売した飲食物、物品等の容器・包装物は販売した休憩施設が回収し処分することとし、店内又は店頭に自らゴミ箱を設置し、購入者に対し、回収への協力を呼びかけてください。
- (11) 使用許可区画内は常に整理・整頓された状態を維持し、建築物外に休憩施設の什器や備品等を乱雑に放置しないでください。

19. 休憩施設において実施するイベントの内容等

- (1) イベントとは、休憩施設の主催で実施されるもの又は休憩施設が使用許可区画の一部をイベント会場として主催者に使用させる形で実施されるもので、かつ兵庫県条例「水難事故等の防止に関する条例」(平成7年3月13日兵庫県条例第8号)第18条に規定する「催物」を指す(ただし陸域において実施されるものに限る。)ものとし、以下の各号のいずれかの内容を含む行為全てとする。なお、イベントの主催者及び観覧者は、イベントの観覧を目的に来場する者、休憩施設において休憩、飲食、商品の購入若しくは施設利用を目的とする者又は使用許可を受けた者、現地責任者を含む従業員若しくはその関係者(社員、親族、友人・知人等。以下「休憩施設の関係者」という。)の全てを含みます。
- ・出演者がパフォーマンス(楽器演奏、歌唱、舞踏・ダンス、演劇等)を行うもの。なお、出演者は、使用許可を受けた者若しくは現地責任者を含む従業員及び休憩施設の関係者であるか否かを問わない。また、舞台(ステージ)の設置有無及び音響機器等の使用の有無を問わない。
 - ・出演者が講演・講義等を行うもの。なお、出演者は、使用許可を受けた者若しくは現地責任者を含む従業員及び休憩施設の関係者であるか否かを問わない。また、舞台(ステージ)、演台等の設置有無及び音響機器等の使用の有無を問わない。
 - ・休憩施設の利用客が出演者として参加する等、休憩施設の利用客に通常営業時とは異なる行動を求めるもの。
 - ・映像或いは画像媒体の上映または音声媒体の再生を行い、休憩施設の利用客が鑑賞するもの。
 - ・インターネットその他媒体により通常営業の範疇ではない行為を実施する旨の告知を不特定多数に対し発信しているもの、若しくは事実上の告知とみなせる情報発信を行っているもの。
 - ・その他本市職員または警察等がイベントと認めるもの。
- (2) イベント会場は休憩施設の建物内に限るものとし、使用許可区画であっても、建物外でイベントを実施しないでください。
- (3) イベントは、ひとつの使用許可区画で1日につき延べ3時間を超えて実施しないでください。
- (4) イベントは営業終了時刻30分前より後に実施してはならない。また、午前10時より前

に実施しないでください。

- (5) ダンスイベント（注）を実施しないでください。
(注) 本項におけるダンスイベントとは、音楽の発生の有無に関わらず、使用許可区画（砂浜部分の使用許可を受けた区画を含む）内において、利用客（イベント観覧者等）がダンスすることを伴う、若しくは利用客がダンスすることを誘発する、若しくは利用客にダンスすることを求めるイベント全てを指す。ただし、出演者が演目として演じるダンスはこれに含まないものとします。
- (6) イベント実施中に利用客が不測にダンス等を始めた場合は、直ちに止めさせてください。止めさせることができない場合又は止めさせようとしない場合は、利用客のダンスを誘発しているものとして、当該イベントをダンスイベントとみなします。
- (7) イベントを実施する際に、出演者が使用する舞台用のスペースを確保する場合及び、利用客の安全確保のために最低限の移動が必要な場合を除いて、休憩・飲食用什器その他既存の内部設備をみだりに移動させないでください。
- (8) イベントの実施にあたり、本市が貸与したものではない拡声装置等を持ち込ませず、また、使用させないでください。
- (9) イベントの鑑賞は着席にて実施し、使用許可区画（砂浜部分の使用許可を受けた区画を含む）内で、利用客及び利用客でない海水浴場利用者に立ち見をさせないでください。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）を遵守してください。

20. 休憩施設において実施するイベントの実施許可申請

- (1) イベントを実施する場合は、実施日の14日前までに、本市あてに実施許可申請してください。
- (2) 実施許可申請の申請者は、イベントを実施する区画の使用許可を受けた者とします。
- (3) 実施許可申請が実施日の14日前までに行われなかった場合、若しくは実施許可申請のあったイベントを本市が許可しなかった場合は、当該イベントを実施しないでください。
- (4) 実施許可申請の申請にあたっては別紙様式を用いることとし、実施計画書を添付してください。
- (5) 実施許可申請書に添付する実施計画書の内容は、安全面に配慮した具体的なものとし、次の事項を全て明記してください。
 - ・イベント実施責任者の氏名及び緊急連絡先
 - ・イベントの詳細な内容
 - ・イベントのタイムスケジュール
 - ・ステージ・設備機器等の配置図
 - ・傷病者が発生した場合の救護措置
 - ・AEDの有無及び配置数（配置場所を上記配置図に明記のこと）
 - ・緊急時の対応策等（火災、自然災害発生時の避難誘導措置等）
- (6) 使用許可を受けた者若しくは現地責任者は、イベント会場・設備等の設営作業開始時からイベント終了時に至る間、建物内に常駐するものとし、本市（本市が委託した警備員を含む。）または警察が行う指示・指導には真摯に従うと共に、事件・事故・災害等の緊急事態が発生した場合は、利用客・イベント観覧者の安全確保のため迅速な対応をしてください。
- (7) 本市（本市が委託した警備員を含む。）または警察が、実施中のイベントの中止を求めまたは命じた場合は、直ちに当該イベントを中止し、ステージ・設備機器等を速やかに撤収してください。

21. 海岸の美化・清掃

- (1) 営業期間中は、神戸市が指定する範囲（使用許可区画周辺並びにその前面の遊歩道、階段護岸及び波打ち際までの砂浜の清掃を、毎日朝と夕の2回実施してください。
- (2) 各種団体等が須磨海岸内において行う美化・清掃活動に積極的に参加してください。

22. 廃棄物の回収及び処理

休憩施設の事業活動に伴って発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）並びに「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」（平成5年条例第57号）及び「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則」（平成5年規則第113号）その他関係法令に基づき、適正に処理してください。

23. 災害発生時等における対応

- (1) 環境省の定める海水浴場水質判定基準により不適と判定された場合には、海水浴場を開設することができません。また、開設期間中に台風接近時や強風時など遊泳が危険と神戸市が判断した場合には、一時的に海水浴場を遊泳禁止の措置とする場合があります。なお、海水浴場を開設できない場合、海水浴場を開設したが止むを得ず途中で中止とした場合や遊泳禁止の措置とした場合（雷やゲリラ豪雨等の通過による短時間の中止を求めた場合は除く）は休憩施設の営業はできません。これに伴う損害についても、本市は一切の補償は行わず、賠償責任も負いません。
- (2) 上記（1）において休憩施設の営業を中止する場合は、建築物及び工作物等の開口部を閉鎖する等、使用許可区画内における安全措置を講ずること（津波の到来等により、直ちに避難を行わなければならない場合を除く）。
- (3) 地震発生に伴い「津波に関する警報・注意報」等が発令された場合は、海水浴場利用者に避難を呼びかけるとともに、自らも避難を開始し命を守る行動をとってください。

24. 海岸の健全化・防犯・安全対策

- (1) 青少年の保護・育成に協力し、兵庫県青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）に違反する行為をしないでください。
- (2) AED及び防犯カメラの設置に努めること。また、AED及び防犯カメラを設置した際は、休憩施設の利用客、従業員及び使用許可区画の周囲にいる者等が、設置場所を迅速に認識できるよう使用許可区画内に表示を行うと共に、本市に配置数・配置場所等の情報を提供してください。
- (3) 本市が、使用許可区画内に本市保有の防犯カメラの設置場所の提供を求めた場合は、休憩施設の事業活動に著しい支障が生じる等の事情がない限り、提供に応じてください。
- (4) 捜査機関からの捜査協力依頼又は捜査情報の提供依頼があった場合は、公共海水浴場での施設であることから、捜査機関の要請に応じてください。

25. 感染症等拡大防止

- (1) 利用者に手洗い・手指消毒を推奨してください。
- (2) 複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、消毒に努めてください。
- (3) 従業員の健康管理に努めてください。
- (4) レンタル備品等の貸出し前後には消毒に努めてください。
- (5) 日本政府、兵庫県等の感染症に係る対処方針やガイドライン等で定められた感染症予防対策について、要請が出た場合は遵守してください。

26. その他事業活動に係る関係法令等の遵守

- (1) 消防法に基づく危険物の使用・保管等については、同法その他関連法令を遵守するとともに本市所管部局の指導・指示に従ってください。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可等については、同法その他関連法令を遵守するとともに、本市所管部局の指導・指示に従ってください。

27. 違反行為に対する処分の基準

須磨海水浴場休憩施設 港湾施設使用許可・行為(出店)許可に係る処分基準

須磨海水浴場休憩施設について、港湾施設（緑地）使用許可及び行為（出店）許可の条件に違反した場合の処分の基準は下表のとおりです。

なお、処分にあたっては、違反行為者が、使用許可を受けた者または休憩施設現地責任者を含む従業員のいずれであるかを問いません。また、休憩施設現地責任者を含む従業員については、休憩施設の運営形態または雇用形態に問わらず、当該休憩施設に係る使用許可区画内において、当該休憩施設に係る営業活動その他当該休憩施設の事業活動に、責任の軽重を問わず関与または参与する全ての者を含むものとします。

違反行為（いずれかに該当した場合）	処分内容
<ol style="list-style-type: none">1. 建築物若しくは工作物の建設工事中若しくは解体工事中に、本市が管理する施設に損害を与え、かつ、係る損害を補償しなかった場合2. 使用許可を受けた区画以外の場所に建築物若しくは工作物を設置した場合3. 建築確認の検査済証の交付を受けずに休憩施設等の営業を行った場合4. 薬物類を販売した場合5. 申請者及び現地責任者を含む休憩施設の従業員のうちいずれかが神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例及び神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱により、排除又は除外すべきものに該当することが判明した場合6. 使用料を期日までに支払わなかった場合	使用許可・行為（出店）許可を即時取り消しのうえ、翌年度以降2箇年度間は欠格とする。ただし、営業期間終了後に違反行為が行われた場合若しくは違反行為を行ったことが判明した場合は、翌年度以降2箇年度間は欠格とする。

7. 市保有設備の使用料等を期日までに支払わなかった場合 8. 営業停止処分期間中、並びに神戸市に届け出た営業開始日より前又は海水浴開設期間終了後に営業を行った場合 9. 本市が処分のための調査において行う聴き取りや資料の提出の求めに応じなかった場合、若しくは係る調査を忌避若しくは妨害若しくは虚偽の報告をし若しくは虚偽の資料の提出をした場合 10. 使用許可及び行為（出店）許可に付随して遵守すべき法令に違反したことにより、所管官庁より行政処分（不利益処分のみ。改善・指導命令等を含む。）を課された場合若しくは刑事罰を科された場合	
11. 2階建て以上の建築物を建設した場合 12. 建築物の軒高が4mを超えている場合若しくは屋根勾配が25%を超えている場合 13. 建築物に飲食・休息・遊興等に使用できる形態の屋上を設けた場合 14. ベタ基礎、布基礎、コンクリート土間等、撤去困難な工作物を設けた場合	15日間の営業停止のうえ、翌年度以降2箇年度間は欠格とする。
15. 市の許可なくイベントを実施した場合 16. ダンスイベントを実施した場合 17. 神戸市に届け出た営業時間外に営業を行った場合	10日間の営業停止とする。
18. テキーラ、ウォッカを提供した場合 19. アルコール度数40度を超える酒類を提供した場合 20. アルコール度数20度以上40度以下の酒類を、加水せずに提供した場合 21. イベントの実施時間が延べ3時間を超えた場合 22. 市が貸与したもの以外の音響機器等を使用した場合 23. 使用・行為（出店）許可書及び募集要項に記載の使用許可条件に係る市職員の是正指導に直ちに若しくは合理的な期間内に従わなかった場合	5日間の営業停止とする。
上記以外の違反行為	違反の悪質性、常習性、他の違反行為、他の処分内容等を勘案のうえ、処分内容を決定する。

28. その他

- (1) 国際環境認証ブルーフラッグの継続取得を目指す活動として「ごみゼロナビゲーション」を海水浴場開設期間中に実施することを予定しており、この活動の一環として、各休憩施設の使用許可区画に隣接する遊歩道沿いの砂地に「ごみ回収ステーション」の設置を予定していますが、自らの営業により発生したごみは、自らで回収し適正に処理することが原則であり、仮に遊泳者等が持参するごみがあれば拒否せず引き取ってください。
- (2) 休憩施設の建築・営業・解体に伴って生じた廃棄物は、関係法令に基づいて、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として適正に処理してください。
・事業系一般廃棄物は神戸市事業系ごみ指定袋を使用し、神戸市の定める分別方法等ル

ールに従ってください。

- ・許可業者に収集運搬を委託する又は自ら市の処理施設に持ち込み処理してください。
- ・神戸市（港湾局）が設置する（海岸内の）バッカンに投棄しないでください。
- ・家庭ごみのクリーンステーションや海岸、路上等に投棄しないでください。

(3) 営業開始までに次の届出を消防局須磨消防署総務査察課へ届出てください。

- ・防火管理者選任（解任）届出書
- ・消防計画作成（変更）届出書
- ・自衛消防訓練届出書

なお、防火管理者は、防火管理講習の受講が必要となります。選任された防火管理者は、作成した消防計画に基づき自衛消防訓練を実施してください。

(4) 休憩施設の営業者決定を受けた者は、決定を受けた区内において貸ウキ業を営むことは可能です。

(5) 火の取扱いに注意し、火災予防に努めてください。

(6) 忘れ物や落し物の連絡先として各休憩施設等の電話番号を須磨海水浴場関連ホームページ（<http://smilebeach-kobe.jp/>）に掲載する予定です。代表連絡先を決めてお知らせしてください。連絡先は携帯電話番号でも構いません。

(7) 応募書類の提出をもって、応募者が本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(8) 応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しません。

(9) 本営業者募集に関して本市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを開示したり使用させたりすることを禁止します。

(10) 応募受付後でも、応募者が決定されるまでに次の事項に該当した場合は失格とします。

- ・本応募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・応募者に虚偽の申請があった場合
- ・応募者又はその代理人等の関係者が、本市職員等と不正な接触を持った場合
- ・その他不正な行為があった場合

【令和8年度飲食店等の営業に関する手続きの流れ】

手 続	期間、期限又は期日	場 所
□休憩施設営業者募集の申込	1月16日(金)～1月26日(月)	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課 ※持参或いは郵送
休憩施設営業候補者決定通知を送付	2月末ごろ	応募者全員へ通知します。
区画抽選・指定会	3月6日(金)	詳細な時間・場所は前日までに通知します。
指定区画現地立ち会い(須磨海岸にて)	3月16日(月)	詳細な時間・場所は前日までに通知します。
□港湾施設使用・行為許可申請	3月19日(木)必着	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課
□確認申請等にかかる事前届出	確認申請を行おうとする日の10日前まで	HPから電子申請
□都市計画法第53条の許可申請書	「確認申請等にかかる事前届出」の提出前を推奨 ※53条許可書が無ければ、建築確認申請の受付が出来ないため、余裕を持って提出してください。	三宮国際ビル6階 都市局都市計画課
□許可申請(仮設建築物等) □建築確認申請	3月30日(月)まで ※上記期限は7月9日に営業開始する場合の目安です。	三宮国際ビル5階 建築住宅局建築指導部建築安全課
□風致地区内における行為許可申請	4月10日(金)まで	コンコルディア神戸5階 建設局公園部魅力創造課
□使用料納付期限	5月20日(水)まで	神戸市指定の銀行等、近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局(市HPで確認可能)
□(建築工事用)車両の通行許可申請	5月22日(金)～6月3日(水)	須磨海岸中央詰所
□景観計画区域内における行為の届出	工事着手予定日の30日前まで	HPから電子申請 都市局まち再生推進課
□消防用設備等工事計画届出書・工事整備対象設備等着工届出書の届出	工事着手予定日の10日前まで	市役所4号館3階 消防局査察課
□排水設備計画確認申請書の提出	排水設備工事着手予定日の14日前まで	コンコルディア神戸3階 建設局下水道部管路課排水設備担当

手 続	期間、期限又は期日	場 所
<input type="checkbox"/> (下水) 排水設備計画確認証の写し <input type="checkbox"/> (水道) 給水装置工事申請書兼設計書の控え <input type="checkbox"/> (建築) 確認済証の写し・申請図面の控え <input type="checkbox"/> 使用料領収書写し	6月9日(火) 午後5時まで	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課
休憩施設等建築工事期間 (※短縮可)	6月10日(水)～7月8日(水)	
<input type="checkbox"/> (営業用)車両の通行許可申請	6月19日(金)～6月26日(金)	須磨海岸中央詰所
<input type="checkbox"/> (飲食店営業)再開届の提出又は (飲食店営業の)営業許可申請	再開・構造変更届:再開する日の10日前まで 許可申請:営業開始の2週間前まで	長田区役所5階 健康局保健所西部衛生監視事務所
<input type="checkbox"/> 消防用設備等設置届出書の届出	消防用設備の設置が完了した日から 4日以内	市役所4号館3階 消防局予防部査察課設備指導第2係
<input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出書の届出	施設使用開始日の7日前まで	市役所4号館3階 消防局予防部査察課設備指導第2係
<input type="checkbox"/> 従業員名簿提出	6月8日(月)まで ※途中採用者は暴対法の照会結果が出るまでは業務に従事できません。 以降、8月3日(月)まで、毎週月曜日メールにて提出	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課宛 メールにて提出
<input type="checkbox"/> 建築完了検査の申請	建築工事完了後速やかに	三宮国際ビル5階 建築住宅局建築指導部建築安全課
<input type="checkbox"/> 排水設備工事完成届の提出	排水設備工事完成後速やかに	コンコルディア神戸3階 建設局下水道部管路課排水設備担当
<input type="checkbox"/> 建築完了検査の受検	検査合格後、(建築)検査済証発行まで は10日程度の日数を要します。	各飲食店等の施設
<input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始検査の受検	営業開始日の前日まで (但し、土日祝日の場合はその前の平日)	飲食店等の施設
<input type="checkbox"/> 露店等の開設届出書の届出	施設使用開始日の概ね7日前まで	須磨消防署消防防災課
<input type="checkbox"/> 防火管理者の選任及び届出書の届出 <input type="checkbox"/> 消防計画の作成及び届出 <input type="checkbox"/> 自衛消防訓練の届出	営業開始日の前日まで (但し、土日祝日の場合はその前の平日午後5時まで)	須磨消防総務査察課査察係
<input type="checkbox"/> 休憩施設営業開始届の提出 <input type="checkbox"/> (建築) 検査済証の写し提出 <input type="checkbox"/> (飲食店営業)許可済証又は再開・構造変更届の写し提出 <input type="checkbox"/> (消防) 検査結果通知書の写し	営業開始日前日午後5時00分まで (但し、営業開始日前日が土日祝日の場合はその直前の平日午後5時00分)	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課
<input type="checkbox"/> 港湾施設使用(変更)・行為許可申請(変更) ※営業を前倒して行う場合	営業開始日前日午後5時00分まで (但し、営業開始日前日が土日祝日の場合はその直前の平日午後5時00分)	ポートアイランドビル4階 港湾局海岸防災課

手 続	期間、期限又は期日	場 所
休憩施設営業開始日	7月9日(木) ※前倒しの場合、7月3日(金)以降	
□(解体工事用)車両の通行許可申請	8月12日(水)～8月19日(水)	須磨海岸中央詰所
□建築物除却届	解体工事開始前まで (但し、土日祝日の場合はその前の平日午後5時まで)	三宮国際ビル5階 建築住宅局建築指導部建築調整課 ※持参または郵送(解体工事開始前までに必着)
□建設リサイクル届	新築・解体の工事着手の7日前まで	三宮プラザ EAST 2階 環境局環境保全課
□石綿の事前調査結果の報告 (元請業者が報告)	解体工事着手前まで	石綿事前調査結果報告システム (https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp)
□特定建設作業実施届出 (元請業者が提出)	特定建設作業の開始の8日前まで	三宮プラザ EAST 2階 環境局環境保全課
□解体工事完了後の建設資材廃棄物の引渡完了報告 (元請業者が報告) ※マニフェストB2票の写しを添付	解体工事で生じた、全ての産業廃棄物の処理施設への引渡しが完了してから15日以内	三宮プラザ EAST 2階 環境局環境保全課
休憩施設営業終了日	8月23日(日)	
休憩施設解体工事期間	8月24日(月)～9月7日(月)	
□(飲食店営業)休業届の提出	9月4日(金)まで	長田区役所5階 健康局保健所西部衛生監視事務所
原状回復確認検査(浜地検査)	9月9日(水) 時間は別途通知します。	各飲食店等の施設(現地)

※官公庁への申請や届出の提出は平日の開庁時間内に行ってください。

※組織は令和8年1月時点です。今後組織改正により変更されることがあります。

※用語の定義	
この募集要項において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりとする。	
・休憩施設現地責任者	休憩施設の営業について現場運営に係る権限を持つ者をいう。
・休憩施設店名(屋号)	休憩施設の申請名称で対外的に特定できるもの。
・建築確認	休憩施設の建築を行うための建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築物の建築等に関する確認をいう。
・建築完了検査	休憩施設を使用するための建築基準法第7条第1項及び第7条の2第1項の規定による建築物に関する完了検査をいう。
・(飲食店営業)許可	休憩施設の営業を行うための食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定による営業の許可をいう。

【問い合わせ先一覧】

「休憩施設」営業者申込書等提出先及び本要項に関する問い合わせ先

港湾局海岸防災課
中央区港島中町4丁目1-1 ポートアイランドビル4階
電話：078-595-6322

確認申請等にかかる事前届出の問い合わせ先

建築住宅局建築指導部建築安全課指定機関指導係

事前届出 HP▶

中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
電話：078-595-6559

ホームページ：神戸市公式ホームページのトップページのページ内検索窓に、「事前届出」と入力し検索ボタンをクリック



都市計画法第53条許可申請の提出先

都市局都市計画課
中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階
電話：078-595-6710
ホームページ：神戸市公式ホームページのトップページのページ内検索窓に、「都市計画法第53条」と入力し検索ボタンをクリック
(HP タイトル：都市計画法第53条・第65条許可申請)

建築確認申請、許可申請（仮設建築物）、完了検査等に関する提出先・問い合わせ先

建築住宅局建築指導部建築安全課建築安全係
中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
電話：078-595-6561
ホームページ：神戸市公式ホームページのトップページのページ内検索窓に、「建築確認申請」と入力し検索ボタンをクリック

建築物除却届に関する提出先・問い合わせ先

建築住宅局建築指導部建築調整課
中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
電話：078-595-6546・6547

建設リサイクル法第10条に基づく事前届出に関する提出先・問い合わせ先

環境局環境保全課
中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST2階
電話：078-595-6180

石綿の事前調査結果の報告に関する提出先・問い合わせ先

環境局環境保全課
中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST2階
石綿事前調査結果報告システム(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)
電話：078-595-6222

特定建設作業実施届出に関する提出先・問い合わせ先

環境局環境保全課
中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST2階
電話：078-595-6222

建設資材廃棄物引渡完了報告に関する提出先・問い合わせ先

環境局環境保全課

中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階

電話：078-595-6180

風致地区内における許可申請（仮設建築物）等に関する提出先・問い合わせ先

建設局公園部魅力創造課

中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5 階

電話：078-595-6463

ホームページ：神戸市公式ホームページのトップページのページ内検索窓に、「風致地区など緑地の規制の概要」と入力し検索ボタンをクリック

消防用設備等設置計画届出書に関する問い合わせ先

消防用設備（工事計画届、設置届）、防火対象物使用開始届に関する提出先・問い合わせ先

消防局予防部査察課設備指導第2係

中央区加納町 6 丁目 5-1 神戸市役所 4 号館 3 階

電話：078-325-8509

防火管理者の選任及び届出、消防計画の作成及び届出等に関する問い合わせ先

須磨消防署総務査察課査察係

須磨区中島町 1 丁目 1-1

電話：078-735-0119(代)

露店等の開設届出書に関する問い合わせ先

須磨消防署消防防災課

須磨区中島町 1 丁目 1-1

電話：078-735-0119(代)

飲食店営業の営業許可又は再開届等の提出先・メニューの提供可否に関する問い合わせ先

健康局保健所西部衛生監視事務所

長田区北町 3 丁目 4-3 長田区役所 5 階

電話：078-771-7497(生活衛生ダイヤル)

ホームページ：「須磨海水浴場 休憩施設の飲食店営業の許可」参照

※神戸市公式ホームページの検索窓に「須磨 休憩施設 営業許可」と入力し検索

建築物や工作物の色彩等の基準など、景観法等に関する問い合わせ先

都市局まち再生推進課

中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

電話：078-595-6726

※基準の確認、届出方法は下記ホームページ参照。

「景観計画区域における行為の届出」

https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/20_apply/todokede.html

屋外広告物の表示・掲出・内容など、神戸市屋外広告物条例に関する問い合わせ先

建設局道路管理課（屋外広告物担当）

中央区加納町 6 丁目 5-1 神戸市役所 4 号館 7 階

電話：078-322-6593

排水設備計画確認申請等に関する提出先・問い合わせ先

建設局下水道部管路課（排水設備担当）
中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 3 階
電話：078-806-8799
※排水設備の指定工事店に関しては下記 URL 参照

<https://www.city.kobe.lg.jp/a16804/kurashi/sumai/sewage/shuzen/index.html>

「休憩施設」の廃棄物処理等に関する問い合わせ先

環境局事業系廃棄物対策課
中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階
電話：078-595-6092
事業系一般廃棄物の処理に関するホームページ
ホームページ：神戸市公式ホームページのトップページのページ内検索窓に、「事業系ごみの出し方ルール」と入力し検索ボタンをクリック

受動喫煙防止対策に関する問い合わせ先

健康局保健所保健課
中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 21 階
電話：078-322-5077

須磨海水浴場休憩施設に係るイベント実施許可申請書兼誓約書

令和8年 月 日

神戸市長様

(申請者)

使用許可を受けた区画_____

休憩施設店名(屋号)_____

申請者氏名(上記区画の使用許可を受けた者)

休憩施設に係る令和8年度 港湾施設使用許可・行為(出店)許可の条件に基づき、私が運営する上記の休憩施設において実施する下表のイベントの許可を申請します。

なお、イベントの許可申請及び実施にあたっては、使用許可・行為(出店)許可の許可条件を遵守し、神戸市職員から指示・指導があった場合は、異議なく直ちに従うことを誓約いたします。また、それに伴う費用が発生した場合も自らの責任で対処いたします。

イベントの名称	
イベントの実施日時	<p>注1) 実施日の14日前までに実施許可申請を行わなければならない。 (神戸市の受付印の日付が実施日の14日以上前であること。)</p> <p>注2) 実施時間は延べ3時間を超えてはならない。</p> <p>注3) 営業終了時刻30分前より後、及び午前10時より前に実施してはならない。</p> <p>令和8年 月 日 () 時 分～ 時 分 (通算時間： 時間 分)</p>
イベントの内容の概略	注4) ダンスイベントを実施してはならない。
予定観客数	注5) 観客に立ち見をさせてはならない。 人
イベント主催者・実施責任者の氏名及び緊急連絡先	

添付書類：・イベントの実施計画書、企画書等

※ただし、以下の内容を含むものであること。

- ・イベントの詳細内容
- ・タイムスケジュール
- ・ステージ・設備機器等の配置図(AEDの配置を含む)
- ・傷病者が発生した場合の救護措置
- ・AEDの有無及びAEDの配置数
- ・緊急時の対応策等(火災、自然災害発生時の避難誘導措置、緊急連絡網等)

神戸市受付印

見 本

神港海防第 号
令和8年 月 日

港湾施設（緑地）使用許可書

様

店名（屋号）『 』

（神戸市長の権限に属する事務の受任者）

港湾局長 長谷川 憲孝

令和8年 月 日付で申請があった、須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月31日条例第37号）第6条に基づく港湾施設（緑地）の使用について、下記の条件を付けて許可する。

記

- 1 使用場所は末記明細のとおりとする。
- 2 使用場所は、須磨海水浴場利便施設（以下「休憩施設」という。）を出店するための建築物若しくは工作物（以下「建物等」という。）の設置に用いなければならない。
- 3 2における出店については、本許可とは別に、須磨海岸を守り育てる条例に基づく行為の許可を受けなければならない。
- 4 許可期間は、令和8年6月10日から同年9月7日までとする。
- 5 休憩施設の建築物等の建設・解体撤去及び出店（営業）期間は下表のとおりとする。

区分	期間
建物等の建設期間	令和8年6月10日（水）から同年7月8日（水）まで
休憩施設の出店（営業）期間	令和8年7月9日（木）から同年8月23日（日）まで
建物等の解体・撤去期間	令和8年8月24日（月）から同年9月7日（月）まで

- 6 使用料は、金〇〇〇〇〇〇円とし、別に発行する納入通知書により、指定の期日までに納付しなければならない。
- 7 設置する建物等は、許可なくこれを変更又は増設することはできない。
- 8 使用場所を使用するにあたっては、別紙「令和8年度 須磨海水浴場 休憩施設営業者募集要項」（以下「募集要項」という。）を遵守するとともに、管理者及び管理者にその管理に係る業務を委託された者の指示に従うこと。
- 9 次の各号の一に該当する場合、市長は、直ちに、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は条件を変更することができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 許可の条件（本許可書の各条項及び募集要項を指す。以下同じ。）に違反したとき。
 - (3) 使用料を期日までに納付しなかったとき。
 - (4) 使用期間中に、使用許可を受けた者若しくは使用許可を受けた区画において出店する休憩施設の現地責任者を含む従業員が、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例、神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱により、排除又は除外すべきものに該当することが判明したとき。

- (5) 休憩施設の出店期間ではない日に営業を行ったとき。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を行なったとき。
- (7) 本市係員が処分のための調査において行う聴き取りや資料の提出の求めに応じなかった場合、若しくは係る調査を忌避若しくは妨害し、若しくは虚偽の報告をし若しくは虚偽の資料の提出をした場合。
- (8) 海岸の管理運営上その他公益上必要があると市長が認めたとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、須磨海岸を守り育てる条例及び水難事故等の防止に関する条例その他関係法令に違反したとき。
- 10 許可を受けた者は、使用の許可を受けていない者に譲渡し、又は担保に供し、又は使用場所を転貸してはならない。
- 11 市長が本許可を取り消した場合は、本許可の使用場所における行為（出店）許可も同時に取り消すものとする。
- 12 市長が使用許可を取り消した場合及び出店期間終了後は、許可を受けた者の費用と責任において、設置した建物等を直ちに撤去し、使用場所を原状に回復するとともに、本市係員の検査を受けなければならない。
- 13 本許可による使用又は行為（出店）に伴い、若しくは許可の条件に違反したことにより、第三者に損害を与える、又は第三者と紛争を生じたときは、許可を受けた者の費用と責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

使用許可の明細

使用及び行為（出店）の場所	使用目的	使用面積	使用料	使用料の算定
令和8年度須磨海水浴場休憩施設営業者の募集要項における区画番号〇〇	休憩施設を開設するための建築物若しくは工作物の設置	〇〇〇m ²	¥〇,〇〇〇-	(〇〇円+〇〇円+〇〇円)×〇〇〇m ²

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

見 本

神港海防第 号
令和8年 月 日

港湾施設における行為（出店）許可書

様

店名（屋号）『 』

（神戸市長の権限に属する事務の受任者）

港湾局長 長谷川 憲孝

令和8年 月 日付で申請があった、須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月31日条例第37号）第23条第2項に基づく行為（出店）について、下記の条件を付けて許可する。

記

- 1 行為（出店）を行なう場所及び行為の内容は、末期明細のとおりとする。
- 2 許可行為（出店）を行うにあたっては、5のただし書きに規定する事由を除き、休憩施設として営業を行わなければならない。
- 3 出店する休憩施設の店名（屋号）は「○○○○○」とし、4の許可期間中に変更してはならない。
- 4 許可期間は令和8年7月9日から同年8月23日までとする。
- 5 休憩施設の営業は、4の許可期間中のうち、令和8年7月9日以降の土日祝日は行わなければならない。ただし、利用客の安全確保上必要がある場合及び悪天候により利用客が著しく少ない場合及び市長に行行為（出店）の中止を命じられた場合並びに本許可を取り消された場合を除く。
- 6 許可行為（出店）を行うにあたっては、別紙「令和8年度 須磨海水浴場 休憩施設営業者 募集要項」（以下「募集要項」という。）を遵守するとともに、管理者及び管理者にその管理に係る業務を委託された者の指示に従うこと。
- 7 次の各号の一に該当する場合、市長は、直ちに、行為（出店）許可の全部又は一部を取り消し、又は行為（出店）の効力を停止し営業の中止を命じ、又は許可の条件を変更することができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 許可の条件（本許可書の各条項及び募集要項を指す。以下同じ。）に違反したとき。
 - (3) 許可期間ではない日に営業を行ったとき。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を行なったとき。
 - (5) 本市係員が処分のための調査において行う聴き取りや資料の提出の求めに応じなかった場合、若しくは係る調査を忌避若しくは妨害し、若しくは虚偽の報告をし若しくは虚偽の資料の提出をした場合。
 - (6) 海岸の管理運営上その他公益上必要があると市長が認めたとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、須磨海岸を守り育てる条例及び水難事故等の防止に関する条例その他関係法令に違反したとき。
- 8 次の各号の一に該当する場合は、市長は、直ちに、行為（出店）の許可の効力を停止し営業の中止を命じることができる。

- (1) 建築物等が募集要項に定める要件を満たしていないとき。
 - (2) 海岸の管理運営上その他公益上必要があると市長が認めたとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、須磨海岸を守り育てる条例第1条に定める目的に照らし、市長が営業の停止を要すると認めるとき。
- 9 許可を受けた者は、行為（出店）を行なう権利を、許可を受けていない者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 10 市長が令和8年〇月〇日付神港海防第〇〇〇号の使用許可を取り消した場合は、本許可も同時に取り消すものとする。
- 11 市長が10に規定する使用許可を取り消した場合及び行為（出店）期間終了後は、許可を受けた者の費用と責任において、設置した建築物若しくは工作物を直ちに撤去し、使用場所を原状に回復するとともに、本市係員の検査を受けなければならない。
- 12 本許可による行為（出店）に伴い、若しくは許可の条件に違反したことにより、第三者に損害を与える、又は第三者と紛争を生じたときは、許可を受けた者の費用と責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

行為（出店）許可の明細

行為（出店）の場所	行為の内容	休憩施設の店名（屋号）
令和8年〇月〇日付神港海防第〇〇〇号により使用を許可した、令和8年度須磨海水浴場休憩施設営業者の募集要項における区画番号〇〇	休憩施設の出店	〇〇〇〇〇

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます。（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

【問い合わせ先】神戸市港湾局海岸防災課（海岸係）電話 078-595-6322